

2026年7月1日

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

外貨普通預金規定（個人用）の改定のお知らせ

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、三井住友信託銀行株式会社をご愛顧いただきありがとうございます。

2026年9月1日付で、外貨普通預金規定（個人用）を改定いたします。

改定内容につきましては、次葉の新旧対照表をご参照ください。

なお、外貨普通預金規定（個人用）の全文は、以下の当社ホームページ内の URL からご参照いただけます。

・外貨普通預金（個人用）

<https://www.smtb.jp/-/media/tb/personal/saving/foreign/pdf/ordinary.pdf>

※上記 URL の外貨普通預金規定（個人用）は、2026年9月1日以降に、今回の改定内容が反映されます。

今後とも、三井住友信託銀行をよろしく願い申し上げます。

敬具

「外貨普通預金規定（個人用）」

変更前（2023年12月11日現在）	変更後（2026年9月1日現在）
<p>第12条（解約）</p> <p>(1) この預金口座を解約して払戻しを受ける場合には、当社所定の書式により、取引店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号のいずれかにでも該当した場合には、当社はこの預金の取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</p> <p>②この預金の預金者が前条第1項あるいは第2項に違反した場合。</p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</p> <p>(3) この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金の取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金の取引が停止されその解除を求める場合には、当社所定の書式により、取引店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出、保証人を求めることがあります。</p>	<p>第12条（解約）</p> <p>(1) この預金口座を解約して払戻しを受ける場合には、当社所定の書式により、取引店に申出てください。</p> <p>(2) 次の各号のいずれかにでも該当した場合には、当社はこの預金の取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。</p> <p>②この預金の預金者が前条第1項あるいは第2項に違反した場合。</p> <p>③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。</p> <p>(3) この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金の取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4) 前二項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金の取引が停止されその解除を求める場合には、当社所定の書式により、取引店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出、保証人を求めることがあります。</p> <p>(5) <u>第3条に定める指定預金口座が存在せず、かつ、この預金口座（外貨普通預金）の残高の円換算額が0円の場合、当社は預金者に通知することなくこの預金口座を解約することができるものとします。なお、かかる解約を行ったことについて、当社は預金者への通知は行いません。</u></p>